

書 類 の 入 手 先		健保ホームページ		市区町村				就学先	現勤務先	前勤務先	税務署		金融機関	年金事務所	子の夫婦共同扶養の確認		備 考
状 況 (※1、※2、※3 ※4は欄外の説明を必ずご確認ください)		全員	16歳未満・ 全日制 高校生は 除く	全員	別居中	結婚	16歳未満・ 全日制 高校生は 除く	学生	パート、 アルバイト	1年以内 退職	個人事業主 不動産収入	廃業	別居中	年金受給中	配偶者が 社会保険 加入中	配偶者が 国民健康保険 加入中	
提 出 書 類 ※公的書類の交付申請は 個人番号(マイナンバー)記載なしを指定		被扶養者異動届(追加)	被扶養者認定調査	世帯全員の住民票(写) (統 続 戸 籍 記 載 必 須、個人番号記載なし) (外国籍の場合は、在留資格・在留期間記載必須)	戸籍謄(抄)本(写)※1 (被保険者との続柄確認)	婚姻届受理証明書(写) (戸籍謄(抄)本(写))	所得証明書(写) (収入欄記載必須)	学生証(写) または在学証明書(写)	給与明細書(写)直近3か月分 または雇用契約書(写)	退職証明書等 ※2	確定申告書(写)直近3年分 または青色申告決算書(写) ※3	個人事業の廃業届出書(写)	送金額を証明する書類は(写) 直近3か月分 ※4	最新の年金額改定通知書(写) または年金振込通知書(写)	配偶者の源泉徴収票(写) 直近3か月分	配偶者の確定申告書(写)	
配偶者	無職・無収入	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・内縁の配偶者の場合、住民票の続柄が「未届けの妻(夫)」であること ・「同居人」の場合は認定不可
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○	○	○	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	
	就労中	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	
子	16歳未満(義務教育終了まで)	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	・被保険者の配偶者が被扶養者でない場合、夫婦共同扶養の確認が必要 ・子が出生の場合で、住民票の提出に時間を要する場合は、母子手帳でも可
	高校生	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	
	高校生以外(専門・大学生・就労中)	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
父母・祖父母・ 曾祖父母 (血族)	無職・無収入	○	○	○	○	-	○	-	-	-	-	-	○	○	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、高校生以下の者は不要 ・認定対象者とその配偶者が別居している場合は、配偶者の収入に関する証明書の提出が必要
	無職(申請日から遡って1年以内の退職者)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	○	○	○	-	-	
	就労中	○	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	
兄弟姉妹孫 (血族)	16歳未満(義務教育終了まで)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、高校生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調査に明記
	高校生	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
	高校生以外(専門・大学生・就労中)	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	
上記以外の 親族 (同居が必須)	16歳未満(義務教育終了まで)	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	・優先扶養義務者の確認のため、認定対象者と同居している者全員の収入に関する証明書の提出が必要。ただし、高校生以下の者は不要 ・被保険者の扶養親族として認定を求める理由を、被扶養者認定調査に明記
	高校生	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	○	-	-	
	高校生以外(専門・大学生・就労中)	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	-	

※1 被保険者が会社都合により単身赴任している場合は、同居として扱います。この場合、認定対象者が「『配偶者または子』以外の者」であるときは、被保険者の『配偶者または子』と同居していることが必要です。

※2 退職証明について

申請日から遡って1年以内の退職者の提出書類は次のとおりです。

	提出書類
(1) 雇用保険未加入	退職証明書(写)
(2) 失業給付受給終了	受給終了印のある雇用保険受給資格者証(写)
(3) 失業給付受給中	雇用保険受給資格者証(写)
(4) 失業給付を受給しない、または受給資格がない	退職証明書(写)または 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写) または 雇用保険被保険者離職票1・2(写)
(5) 失業給付を受給延長する	退職証明書(写)または 雇用保険被保険者離職票1・2(写) + 雇用保険受給延長通知書(写)
(6) 失業給付を受給予定、申請手続き中	退職証明書(写)または 雇用保険被保険者離職票1・2(写) または 雇用保険受給資格者証(写)
(5) 失業給付を受給延長する	退職証明書(写) または 雇用保険被保険者離職票1・2(写) + 雇用保険受給延長通知書(写)

※3 (1) 自営業を新規に開業した(または開業したが、未だ確定申告に至っていない)場合は、開業届(写)および事業計画書(写)を提出してください。

(2) 自営業を廃業した場合は、廃業届(写)または念書を提出してください。

(3) 認定対象者が自営業の場合、その収入とは[総収入ー(直接的必要経費(仕入原価、材料費) + 健保で認められた経費※)]となります。

※4 別居の方への送金額は、一人60,000円/月以上、二人世帯は、75,000円/月以上であることが必要です。(毎年9月に見直し)

・住民票など各証明書は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

・提出書類だけでは生計維持関係の確認が困難な場合には、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※健保で認められた経費 外注工賃(3親等以内は対象外)、 荷造運賃
地代家賃(自宅と同居所…確定申告額の1/2まで)
水道光熱費(自宅と同居所…確定申告の1/2まで)